

平成 24 年 11 月 2 日

東京大学副学長 西村幸夫 殿

〒112-0011 東京都文京区千石 1-20
小石川植物園を守る会 会長 野上 浩
〒112-0001 東京都文京区白山 4-10
小石川植物園を守る会 副会長 稲葉 信子

要 望 書

西村先生におかれましてはますますご健勝のこととお喜びを申し上げます。

小石川植物園周辺道路拡幅計画につきまして、以下に私たちの考えを申し上げさせていただきます。

ご承知のとおり、小石川植物園は、区民のみならず日本中から親しまれている、我が国の大切な歴史的・文化的遺産であり、また、植物学（本草学）上世界的にも大変重要な施設でもあります。

ところが、現在、その西側（正門側）の敷地を最大 2メートル幅で削って区道を拡幅する計画が、文京区と東京大学との間で進められております。

かねてより、西村先生に、直接あるいは要望書などをおして、この計画が近隣住民の総意ではないばかりか、十分な説明もなく決定されたこと、また、現実的に必要性の乏しい拡幅であること、などにより、植物園に甚大な被害が及ぶ可能性があるため、計画の見直しを訴えてまいりました。

しかしながら、大変残念なことに、昨年度、御殿坂は削られてしまいました¹⁾。

その結果、まさに、危惧した通りの悪影響がすでに出始めております。

更地にされた塀際には、今までここには無かったような草がどんどん生えて大きく育ってきています。塀から少し離れた林床でも、そこには無かったようなものが生えてきており、更地部分と同じような現象が徐々に現れてきているのが分かります²⁾。

今までの美しい林床の姿は、このように外側からだんだんと消えていってしまうのでしょうか。10年後には何処までこの現象が進んでいるのか、想像するだけでも恐ろしいです。

このようななか、去る平成24年9月19日に、小石川植物園（御薬園跡及び養生所跡）は国の指定文化財（名勝及び史跡）に指定されました。大変喜ばしいことです。

そもそも、この計画は、小石川植物園が 国の指定文化財（名勝及び史跡）に指定される以前に立案されたものであって、保存に値する文化財であることを一切考慮しないで立てられたものです。

文化財指定を受けた現在、西村先生をはじめとして、東大の皆様には、あらためて、指定文化財（名勝及び史跡）として、計画の是非のレベルから、根本的に計画を再検討・再吟味していただきますように切にお願い申し上げます。

さて、昨年夏、西村先生から、「署名でもあれば…」、とのお言葉をいただきましたので、私たちはそれを光明として、昨年10月より署名運動を開始いたしました。

私たちの呼び掛けでこの計画を知った方々は一様に驚かれ、現在15,000筆を超える署名が、地元住民、区民や都民、他府県、そして海外からも寄せられております。

この数は、計画を推進するごく一部の人々の数をはるかに上まわっており、この問題に寄せる人々の関心の深さをひしひしと感じております。

すでに12,010筆を東京大学と文京区に提出いたしました。その後集まった3,200筆を、本日、西村先生にお届けさせていただきます。

どうか、植物園を削らないでほしいという声はこれだけあることを重く受け止めて頂き、「国民の宝である」、と公式に認定された小石川植物園が、これ以上傷つけられることがないように、思いきった決断をお示しいただけますよう、「小石川植物園を守る会」一同、心よりお願い申し上げます。

最後になりましたが、私たちは塀を建て替えることには反対しておりません。

ただ、塀を新しくされるのであれば、名勝及び史跡にふさわしい品格あるものにしていただけますようお願いしております。

資料として問題点をまとめたものを添付させていただきますので、そちらもご覧いただけますよう、よろしく願いいたします。

要望理由：

(1) 問題の概要

現在、文京区白山にある小石川植物園は、江戸時代中期以来、形状をほぼ保ったまま今に至っています。区民にとっても国民にとっても、大切な歴史的・文化的遺産でもあり、植物学（本草学）上、世界的にも貴重な施設でもあります。平成24年6月15日の文化審議会答申に基づいて、同年9月19日に国の指定文化財（名勝及び史跡）に指定されました。

しかしながら、平成20年頃から、周辺の区道を拡幅するため、植物園を所有する国立大学法人・東京大学に対して、文京区が植物園の敷地の一部を提供するように働きかける動きが始まりました。老朽化した植物園の塀を区の方で新しくする代わりに、敷地の一部を提供させようというものです。

この計画の動きに不安を感じた私たちは、平成20年8月に区の都市計画課に状況を尋ねに行きました。その際の担当者の回答は、「道路幅を揃える形で植物園の面積を減らさないようにするが、場所によっては20センチぐらい植物園を削る」というものでした。しかし、いつのまにか、御殿坂（下記の古地図 右側の通り）は最大2.9メートル、西側（正門側）の道路（同・下の通り）は最大2メートル幅で植物園を削る計画に変更されました。

「最大20センチ」がなぜ最大2.9メートルになったのかの経緯はまだ十分明らかになっておりません。植物園をそれほど削る計画への変更に関して、「『植栽帯を作るのが条件である』と都から指導があり、やむなく変更した」と区は、私たちに説明しました。しかし、私たちが都の担当者に確認したところ、そうした指導の事実はありませんでした。また、その条件も必要ではありませんでした。文京区が口実をねつ造して、東大からより多くの土地を譲り受けようとしたものであったのではないかと疑っています。

いずれにせよ、東京大学は、約1200平方メートルもの土地を文京区の区道として永久無償貸与する協定を締結しました。文京区は平成23年9月に御殿坂の通りの工事に着手し、24年3月までにすでに植物園がざっくりと削られてしまいました¹⁾。西側はまだ工事は未着手です³⁾。



(2) 植物園への影響

文京区は、西側道路（図の下の正門側）沿いの植物園の敷地を長さ710メートル、幅最大2メートルにわたって削る工事を始めようとしています³⁾。予定されている敷地の塀沿いには長いあいだ塀に守られた在来の植生が、ベルト状に広がっています⁴⁾。園内の自然植生や生物性が保たれてきたのは、塀際の厚みが長い間保たれてきたからです。植物園の辺縁部は厚みがあればあるほど外部からのさまざまな侵入や気温の変化、乾燥などから内部を守ることができ、いわば緩衝地帯の役目を果たしているため、辺縁部には手を付けずに今までのまま保っていくことが何より大切です。植物園の園内には武蔵野の原植生が広がり、貴重な蝶や鳥や虫の聖域になっています。孤立個体中で交配が行なわれて生き延びているアズマモグラやアオオサムシなども棲息しています。この計画の実施によって植物園の辺縁部が削られてしまえば、園内の武蔵野の原植生や生態系に甚大な被害が生じる危険性があります。しかもこのような植生や生物への影響について、事前調査もなされておりません。

また、道路が拡充されることで、建築関連法上の規制の面での制限が変更になり、隣接地に大きな高層ビルが建ち並び、大きなビル影で植物園の植生に影響が出る可能性も心配される点です。

(3) 道路拡幅は必要なのか

これから工事がなされる予定の西側道路は一方通行で十分な広さがあるうえ、一区画（約30～60メートル）隔てた千川通りが植物園西側道路と並行して走っているため、通行車両はごく少なく、道路拡幅の必要はありません³⁾。自動車・歩行者の通行量の少なさを考えると、無駄な拡幅計画といえます。

文京区は、拡幅のための別の理由として、文京区が都市マスタープランで定めた「緑と水のネットワーク」の計画を実現すべく、小石川植物園沿いに植樹帯のある歩道を設けようとしていると説明しています。しかしながら、植物園の敷地を大幅に削って、代わりに小規模の植樹帯を歩道に作るのでは、トータルで見ると緑が大幅に削減されてしまい、本末転倒でしかありません。

西側道路拡幅の計画は、公共的な目的のためというよりは、むしろ、西側道路に面する一部の印刷業者の便宜を図る側面が強いようです。区の工事説明図の解説に、印刷業の作業場を拡げる目的で道路を拡幅する、との旨が記載されています⁵⁾。

(4) 住民のニーズはあるのか

文京区は、「住民のニーズがある」と主張するために、さまざまな奸計を使ってきました。平成22年10月におこなわれた「住民アンケート」は、隣接する町会の町会長を通して偏ったごくわずかな人たちに尋ねたものであり、また、質問項目の設定も誘導的で、区民の意見を適切に反映していません。

平成 24 年 6 月 14 日には、工事促進要望の手紙（文京区教育委員会、東京都教育委員会、東大施設課）が、文化庁長官宛に出されましたが、これら 3 通は、いずれも文化審議会が文部科学大臣宛に名勝及び史跡の答申を出す前の日に提出されています。文化審議会の答申が出る前に駆け込みでアリバイづくりをしたとしか考えられません。

文京区は、計画の必要性を、「地域住民の要望があるから」と説明しています。しかしながら、植物園に近い町会の町会長が「道路課からの依頼で工事促進要望の手紙に判を押した」と述べています。別の町会長は、「〇〇町の町会長から頼まれたので、内容はよく知らないけれど、判を押した」と言っています。いずれもそれぞれの町会では議論も了承もされてはおりません。計画の説明会も、ごく限られた範囲の近隣住民のみに案内が伝えられ、大多数の区民はこの計画を知らない状態であるだけでなく、説明会に出席した区民のほとんどが、計画の白紙撤回や見直しを求めています。

そもそも、本来この計画の是非を議論すべき、文京区コミュニティゾーン整備協議会では、実質的な議論がなされておられません。わずか数分の形式的な説明で質疑の時間もないまま打ち切られました。協議会の委員が再度の審議を要求しても区の担当者はそれを拒否して、「開くと住民がうるさいから」（担当者）と、協議会自体が 2 年以上開かれていません。住民のニーズとは無関係に、この計画が進められていることは明らかです。

私たち「小石川植物園を守る会」は、昨年夏から次のような事項を要望する署名活動をはじめました。

1. 文京区の小石川植物園周辺道路基本計画（案）による、小石川植物園脇の区道の拡充工事を、準備作業も含めてすぐに停止していただきたい。
2. 小石川植物園の周辺道路（区道）の拡幅のために、小石川植物園の敷地を大幅に削る事業計画を見直して、植物園の敷地をできるだけ削らないものに変更してください。
3. この計画に関して、文京区、東京大学、小石川植物園、東京都、及び一般区民（近隣及び区内在住者等）の 5 者で協議する場を、急いで設けていただきたい。
4. この計画の可否について、文京区のコミュニティゾーン整備協議会であらためて議論をして下さい。

署名は 15,000 筆を超えました。既に団体署名 2 件と 12,010 筆を文京区と東京大学に提出しました。署名では、地元の人だけでなく、全国の方々、外国人、海外の植物学者や近世史家なども含め、多くの人が植物園の危機を心配しています。

（5）歴史的文化財であることを無視した計画の見直しを

そもそも、この計画自体が、小石川植物園が国の指定文化財（名勝及び史跡）に指定される以前に立案されたものです。保存に値する文化財であることを一切考慮しないで立て

られた計画だといえます。植物園が指定文化財（名勝及び史跡）になった今、あらためて計画の是非のレベルから再検討・再吟味されるべきと、私たちは考えます。

植物園の近隣に住む私たちは、歴史的に貴重な文化財として、植物園をできるだけこのままの形で未来の世代に遺していきたいと考えます。ぜひとも植物園をお守り下さい。

【連絡先】

〒112-0011 東京都文京区千石 2-10

広田 淳子

電話・FAX：03-3944-5934

- 1) 参考資料小石川植物園御殿坂の工事現場の様子
- 2) 小石川植物園御殿坂の工事半年後の塀際の様子
- 3) 工事予定の小石川植物園西側道路の様子
- 4) 小石川植物園の貴重な塀際の植物（植物園西側工事予定の塀の近く）（春編）
- 5) 平成23年3月16日文京区道路課主催工事計画案説明会配布資料